

新型コロナウイルス感染症陽性判明から療養終了までの流れ

① 検査や受診をした医療機関から陽性判明の連絡があります

(診断した医師が保健所に発生届を提出)

①～③の順番は前後することがあります

② 千葉県からSMSが届きます

- 療養にあたって確認いただきたい事項を記載しております
- 緊急連絡先や持病等について、あらかじめ**イマビス** (感染者事前登録システム) へ回答をお願いします



イマビス

※受診した医療機関に携帯電話番号をお伝えしていないこと等でSMSが届かない場合は、千葉県ホームページ「千葉県から新型コロナウイルス感染症に関するショートメッセージ(SMS)が届いた方へ」をご覧ください。

③ My HER-SYS (マイハーシス) の登録を求めるSMS 及び7ケタのIDが届きます



マイハーシス

- 毎日の健康状況を把握するシステムであるMy HER-SYSの登録をお願いします

50歳未満で、基礎疾患等をお持ちでない方

50歳以上または基礎疾患等をお持ちの方

※陽性判明から2日以上経ってもSMSが届かない場合は、医療機関から報告いただいた電話番号が固定電話であったり、誤った番号が登録されていたりする可能性があるため、保健所に連絡してください。

保健所または自宅療養者フォローアップセンターから電話連絡し、健康状態の確認等を行います

④ 療養中に気を付けていただきたいこと

- My HER-SYSによる健康観察にご協力ください
- 医師によるオンライン健康相談が14日間無料で利用可能です (パスワードはSMSに記載)
- 症状が悪化した場合は、SMSに記載の電話相談窓口 (9時から17時まで受付) または発熱相談コールセンター (0570-200-139・24時間受付) までご連絡ください
- 症状が急に重くなったときは、新型コロナウイルス感染者であることを伝え、救急車を要請 (119番) してください

⑤ 療養場所の決定

※宿泊療養・入院の場合は、保健所による調整が必要です。

自宅療養

- 配食サービス
- パルスオキシメーターの貸出

等を行っています

宿泊療養・入院

健康観察等を踏まえ、入所先・入院先を連絡します

療養先に移動

⑥ 療養終了

- 新型コロナウイルス感染症の療養終了・退院基準 (※) を満たすと、療養解除となります (原則、保健所から療養終了の連絡はありません。ご自身で解除基準のご確認をお願いいたします)

(※) 【有症状患者】発症日から10日間が経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
【無症状患者】陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合